

平成24年7月6日

外務省  
財務省  
経済産業省

シリア政府関係者等に対する資産凍結等の措置の対象を追加し、  
シリア国籍航空機による航空チャーター便の我が国への乗り入れを禁止しました

我が国は、これまで、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等に対し、資産凍結等の措置を始めとした制裁措置を講じてきました。

現下のシリア・アラブ共和国をめぐる国際情勢にかんがみ、本日、閣議了解の下、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、資産凍結等の措置の対象として3個人を追加することとしました。また、シリア国籍航空機の航空チャーター便について我が国への乗り入れを認めないこととしました。

なお、我が国では、シリアに限らず武器の輸出及び輸入については原則禁止しており、既に武器禁輸措置を講じているところでありますが、引き続き同措置を講じます。

加えて、資産凍結等の措置の対象者については、既に厳正なビザ審査をすることとされていますが、本日新たに指定を行った3個人についても同様の措置を講じます。

本日から我が国として新たに講じる措置は次のとおりです。

#### 1. 資産凍結等の措置

外務省告示（7月6日公布）により、シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として指定された者に対する外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく次の措置を7月6日から実施します。

##### （1） 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とすることにより規制します。

##### （2） 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引等を許可制とすることにより規制します。

##### （3） 対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等は、合計23個人・16団体となります。

## 2. シリア国籍航空機の我が国への乗り入れ禁止

シリア国籍航空機の航空チャーター便について、我が国への乗り入れを認めないこととします。

## 3. ビザ審査の厳格化

上記1.（3）の資産凍結等の措置の対象者（個人）からビザ申請がある場合には、個別に厳正な審査を行うこととします。

（注）これまでの資産凍結等の措置の対象者については、既に厳正なビザ審査を行っているところですが、引き続き同措置を講じます。

### ◆参考：武器禁輸措置

我が国は、シリアに限らず武器の輸出及び輸入について原則禁止しており、既にシリア向けの武器禁輸措置を講じておりますが、引き続き同措置を講じます。

（本発表資料のお問い合わせ先）

外務省中東アフリカ局中東第1課 担当者：大塚

電 話：03-5501-8000（内線 2874）

財務省国際局調査課外国為替室

電 話：03-3581-4111（内線 5753）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 吉田 泰彦

担当者：矢野、神戸

電 話：03-3501-1511（内線 3241）

03-3501-0538（直通）

○今回資産凍結等の措置の対象に追加となったシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等

<3個人>

1 ラージハ・ダー우드

Rajiha Dawood

シリア・アラブ共和国国防相

Minister of Defense, Syrian Arab Republic

生年: 1947年

2 シャーリーシュ・ズールヒンマ

Shalish Dhu Al-Himma

大統領警護長

Head of Presidential Security

生年: 1946年から1956年

3 アダノブ・ムニール

Adanov Munir

シリア軍副参謀長

Deputy Chief of General Staff of the Syrian Army

生年: 1951年